

東京都行政書士会立川支部細則

(総則)

第1条 東京都行政書士会（以下「本会」という。）会則第56条第1項による支部の運営に必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(名称)

第2条 本支部は、東京都行政書士会立川支部と称する。

(目的)

第3条 本支部（以下「支部」という。）は、会員相互の緊密な協力により、品位の保持と社会的地位の向上に努め、常に業務の改善、進歩を図りもって公共の福祉と利益の増進に寄与すると共に、本会との連絡調整を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 支部は、東京都行政書士会会則施行規則第24条第1項に定める別紙に基づく区域内に事務所を有する会員をもって組織する。

- 2 支部会員は、東京都行政書士会会則（以下「本会会則」という）第12条第2項に基づく行政書士（本会とあるのを支部と読み替え、以下「個人支部会員」という）及び第3項に掲げる行政書士法人（本会とあるのを支部と読み替え、以下「法人支部会員」という）とする。
- 3 支部に必要な業務組織は、立川支部役員選任規定に定める。

(事務局)

第5条 支部の事務を処理するため、支部長の定める事務所内に事務局を置く。
2 支部の事務局には、「東京都行政書士会立川支部」の表札を掲示する。

(事業)

第6条 支部は、次の各項に掲げる事業を行うものとする。
一 支部会員の品位の保持と資質の向上を図るための業務を行う
二 支部会員の業務の改善進歩を図るための業務を行う
三 支部会員の相互の親睦、福利増進並びに連絡を図る
四 本会との連絡及び協調を図る
五 その他、支部において必要と認められた事項

(入会)

第7条 本会に入会届を提出し登録を受けた者または転入届を提出した者は、その時から当支部に所属する。

(退会)

第8条 本会に退会届を提出した者及び第4条の区域外に転出した者または本会の会員名簿を

抹消された者は、その時に当支部を退会したものとする。

(支部会員名簿)

第9条 支部事務局に会員への連絡のため、毎年4月1日現在在籍する会員名簿を備える。

- 2 前項の名簿には、次に掲げる事項を記載する
 - 一 氏名
 - 二 事務所の所在地及び電話番号
 - 三 登録番号
- 3 名簿記載事項に変更があった時、本会に届けた後速やかに支部事務局に報告する。

(役員)

第10条 支部に次の役員を置く。

- 支部長 1名
- 副支部長 8名以内
- 理事 20名以内
- 会計監査 3名以内

(役員選任及び報告)

第11条 前条の支部役員のうち、支部長は支部総会において会員の投票による選挙により選任する。その他の役員は支部長が選任し、支部総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の選挙権及び被選挙権は、個人支部会員に限る。
- 3 支部長の選挙に関する事務を管理し執行するため、選挙管理委員会を置く。
- 4 選挙管理委員会は、別に定める支部役員選任規程により組織し運営する。
- 5 支部役員を選任の結果については、支部長が本会会長に報告する。

(役員職務)

第12条 支部長は、支部を代表し支部の業務を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し業務を処理すると共に支部長に事故あるときまたは欠けたときは副支部長の互選により被選任者がその職務を代行する。
- 3 理事は、支部役員会を構成し支部業務の執行にあたる。
- 4 会計監査は、支部会計を監査する。

(役員任期)

第13条 支部役員任期は、就任後の支部の第2回目の定時総会の終結までとする。

- 2 役員は再任を妨げない。但し、支部長は原則として、連続して3期6年を限度とする。
- 3 役員任期満了又は辞任した場合においては、その後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任役員任期の残任期間とする。

(役員会)

第14条 支部役員会は、支部長、副支部長及び理事をもって構成し、必要に応じ支部長がこれを招集し、議事を審議する。

- 2 支部役員会は、円滑な支部運営のために規約等の制定及び改廃を決議することができる。

(代議員)

第 15 条 支部に代議員を置く。

(代議員の数及び選任)

第 16 条 代議員は、毎年 4 月 1 日現在の支部会員数を基準とし、本会会則第 34 条の定めに基づき支部総会において選任する。

- 2 前項に定める支部会員数は法人支部会員を除く。
- 3 総会の前日までに前年度までの本会会費及び支部会費を完納していない個人会員は代議員に選出されることができない。
- 4 支部長は、前項の選任結果を 4 月 25 日迄に本会会長に報告しなければならない。

(代議員の義務)

第 17 条 代議員は、本会総会に出席しその議決権を行使する。

(代議員の任期)

第 18 条 代議員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

(総会)

第 19 条 支部総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種類とする。

- 2 定時総会は、毎年 4 月 1 日から 4 月 25 日までに開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 支部総会は、支部長が招集する。
- 4 支部総会は開催の日の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 5 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的を記載しなければならない。
- 6 支部長は、会員総数の 3 分の 1 以上の会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会招集の請求があったときは、請求のあった日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 7 支部長は、定時総会に当年度の事業報告、決算及び次年度の事業計画、予算案を作成して提出しなければならない。

(書面議決)

第 19 条の 2 前条の規定にかかわらず、支部の役員会において、天災その他不可抗力及び感染症、伝染病の大規模な流行その他公衆衛生上の緊急事態により、会員が支部総会に出席することが著しく困難と決定した場合は、書面議決による総会とすることができる。

- 2 書面議決による総会の場合は、第 19 条 4 項の通知には書面議決である旨及び書面議決書の提出期日（以下「提出期日」という。）を記載し、議案書、書面議決書及び質問書を送付しなければならない。

(総会の議決事項)

第 20 条 次に掲げる事項は総会の議決を得なければならない。

- 一 支部の事業報告及び事業計画に関すること

- 二 支部の決算及び予算に関すること
- 三 支部役員の選任及び解任に関すること
- 四 支部細則に関すること
- 五 その他総会に付議すべきこと

(総会成立要件)

第 21 条 支部総会は、個人支部会員で構成し、その構成員の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 前項の出席者の算定に当たっては、支部総会出席者の決議に従う旨を記載した書面を支部長に提出した当該支部会員の数を算入する。
- 3 書面議決による総会は、個人支部会員の 3 分の 1 以上が提出期日までに書面議決書を提出することにより、総会の成立とする。

(議長)

第 22 条 支部総会の議長は、支部総会で選任する。なお、書面議決による総会は議長を選出しない。

- 2 支部役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

(議決)

第 23 条 支部総会及び支部役員会において議決権を行使できる者は、支部総会及び支部役員会に現に出席している構成員のみとし、1 名につき 1 個の議決権を有する。

- 2 支部総会及び支部役員会の議決は、現に出席している構成員の過半数で決する。可否同数の時は議長が決する。
- 3 書面議決による議事録は、提出期日内に有効提出された書面議決書の過半数で決する。

(議事録)

第 24 条 支部総会については、その議事の経過及びその結果を議事録に記載し、議長及び議事録署名の指名を受けた出席者 2 名が署名捺印し、支部に保存する。

- 2 書面議決による議事録は、提出議決報告書をもってこれをあて、支部長及び副支部長が署名捺印し、支部に保管する。
- 3 支部役員会については、その議事の経過及びその結果を議事録に記載し、議長及び議事録署名の指名を受けた出席者 1 名が署名捺印し、支部に保存する。
- 4 支部総会の議事録又は議決報告書については、その議事録又は議決報告書の写しを付した書面により本会会長に報告する。

(本会役員の出席)

第 25 条 支部総会には、必要に応じて本会役員が出席し、意見を述べる事ができる。
但し、議決権は有しない。

(会計年度)

第 26 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(経費)

第 27 条 支部の経費は本会交付金、寄付金、支部会費及び雑収入をもってあてる。

(請求権)

第 28 条 支部会員が支部を退会し又は死亡した場合は、本人又はその遺族は支部に対して何らの請求権を有しない。

(支部会費滞納者に対する処分)

第 29 条 会費滞納による納付催告を受けたにも係わらず 1 年以上未納状態にある会員について、支部役員会は次の処分を行うことができる。但し、全額完納したときは、その時から処分の解除を行うものとする。

- (1) 支部役員の選挙・被選挙権の行使の停止
- (2) 支部が交付する文書や通知の送付の停止

(支部会費)

第 30 条 支部会費は支部総会で決定する。

- 2 支部会費は、年会費 5,000 円とし、毎年 5 月末までに指定口座に振込納付しなければならない。
- 3 年度途中に入会した会員は、次の各号により定める会費を、支部の指定口座に振込納付しなければならない。
 - 一 4～6 月に入会した者は、5,000 円
 - 二 7～9 月に入会した者は、3,750 円
 - 三 10～12 月に入会した者は、2,500 円
- 4 第 2 項及び第 3 項による支部会費の納付に係る費用は、会員の負担とする。
- 5 第 3 項の規定に関わらず、1 月以降当該年度末までに入会した会員に対しては、支部会費の納付を免除する。
- 6 支部会費は、個人支部会員に課し、法人支部会員は適用を除外する。

(旅費の額)

第 31 条 支部の事業遂行上必要により役員又は会員が出張する場合の費用は、費用を支給する。

- 2 出張とは、各種会議への出席、会務の執行その他のための出向で、支部長の命令に基づくものをいう。
- 3 前項の出張であっても、本支部以外から旅費又はこれに準ずるものが支給されるときは、適用を除外する。
- 4 5 時間以内の出張の場合の日当は一回 3,000 円を支給し、5 時間を越える出張の場合の日当は一回 5,000 円を支給する。但し、食事料を必要とするときは、実費支給する。
- 5 本条に定めのない事項については、役員会において、その都度決定する。

(資産の管理)

第 32 条 支部の財産は支部長が管理する。

(冠婚葬祭等の支出)

第 33 条 支部会員の冠婚葬祭その他費用の支出を必要とする場合は、慶弔規程の定めるところによるものとする。但し、規定に定めのない場合は、役員会に諮り決定するものとする。

(顧問及び相談役)

第 34 条 支部に顧問及び相談役を置くことができる。

2 前項の顧問及び相談役の任期は第 13 条の支部役員の任期に準ずる。

(表彰規定)

第 35 条 支部会員が本会以外から表彰を受けまたは特別な荣誉に浴したときは、役員会に諮り記念品を贈ることができる。

附則

- 1 この細則は昭和 52 年 4 月 16 日から施行する。
- 2 この日を支部の設立日とする。
- 3 この細則を変更したときは本会会長に報告するものとする。

附則

- 1 この改正細則は平成 3 年 4 月 18 日から施行する。

附則

- 1 この改正細則は平成 4 年 9 月 5 日から施行する。

附則

- 1 この改正細則は平成 5 年 4 月 17 日から施行する。

附則

- 1 この改正細則は平成 15 年 4 月 12 日から施行する。

附則

- 1 この改正細則は平成 17 年 4 月 16 日から施行する。

附則

- 1 この改正細則は平成 20 年 4 月 19 日から施行する。

附則

- 1 この改正細則は平成 23 年 4 月 16 日の支部総会において承認され、本会会長の承認をもって施行する。

附則

- 1 この改正細則は平成 24 年 4 月 21 日の支部総会において承認され、本会会長の承認をもって施行する。

附則

- 1 この改正細則は平成 26 年 4 月 18 日の支部総会において承認され、本会会長の承認をもって施行する。

附則

- 1 この改正細則は令和 2 年 4 月 17 日の支部総会において承認され、本会会長の承認をもって施行する。

附則

- 1 この改正細則は令和 3 年 4 月 23 日の支部総会において承認され、本会会長の承認をもって施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この支部細則は令和7年4月17日の支部総会において議決し、令和7年5月20日の本会会長の承認日から施行する。